

議案第59号

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、臨時職員の賃金を改正するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表一般事務の項中「990円」を「1,020円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「1,130円」を「1,160円」に改め、同表保健師の項中「1,750円」を「1,780円」に改め、同表看護師の項中「1,580円」を「1,610円」に改め、同表保育士の項中「1,210円」を「1,240円」に改め、同表栄養士の項中「1,230円」を「1,260円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「1,160円」を「1,190円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「1,680円」を「1,710円」に改め、同表学芸員の項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「990円」を「1,020円」に改め、同表給食調理の項中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表その他の職種の項中「1,750円」を「1,780円」に改める。

### 付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第59号資料1

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表（第5条、第13条関係）				
職種	1時間当たりの賃金	職種	1時間当たりの賃金	
一般事務	1,020円	一般事務	990円	賃金の引上げ
技術（土木、建築等）	1,160円	技術（土木、建築等）	1,130円	
保健師	1,780円	保健師	1,750円	
看護師	1,610円	看護師	1,580円	
保育士	1,240円	保育士	1,210円	
栄養士	1,260円	栄養士	1,230円	
児童厚生員	1,190円	児童厚生員	1,160円	
学童保育指導員	1,190円	学童保育指導員	1,160円	
社会福祉士	1,710円	社会福祉士	1,680円	
精神保健福祉士	1,710円	精神保健福祉士	1,680円	
学芸員	1,400円	学芸員	1,300円	
省略		省略		
軽作業（用務等）	1,020円	軽作業（用務等）	990円	
給食調理	1,110円	給食調理	1,080円	
その他の職種	1,780円までを限度として、職務の内容に基づき、他の臨時職員の賃金との均衡を考慮して任命権者が定める額	その他の職種	1,750円までを限度として、職務の内容に基づき、他の臨時職員の賃金との均衡を考慮して任命権者が定める額	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

多摩26市における臨時職員（一般事務）  
の賃金単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における臨時職員（一般事務）の賃金単価（平成31年4月1日現在）

1,040円 1市

1,020円 3市

1,018円 1市

1,010円 1市

1,005円 1市

1,000円 4市

990円 12市

985円 3市

※ 小金井市は990円

2 賃金単価が東京都最低賃金（1,013円）を下回る自治体（21市）の賃金単  
価改正予定額

1,013円 3市

1,020円 13市

1,030円 1市

1,100円 1市

未定 3市

※ 小金井市は1,020円に引上げ予定

※ 賃金単価は、全て1時間当たりの賃金単価

臨時職員の職種別賃金単価の多摩 2 6 市平均との比較

単位 (円)

職種	26市 平均額	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均 との差額		賃金額	26市平均 との差額
一般事務	999	990	△ 9	30	1,020	21
技術 (土木、建築等)	1,174	1,130	△ 44	30	1,160	△ 14
保健師	1,809	1,750	△ 59	30	1,780	△ 29
看護師	1,634	1,580	△ 54	30	1,610	△ 24
保育士	1,123	1,210	87	30	1,240	117
栄養士	1,279	1,230	△ 49	30	1,260	△ 19
児童厚生員	1,119	1,160	41	30	1,190	71
学童保育指導員	1,120	1,160	40	30	1,190	70
社会福祉士	1,663	1,680	17	30	1,710	47
精神保健福祉士	1,744	1,680	△ 64	30	1,710	△ 34
学芸員	1,422	1,300	△ 122	100	1,400	△ 22
重労働 (ごみ収集等)	1,195	1,300	105	0	1,300	105
軽作業 (用務等)	1,027	990	△ 37	30	1,020	△ 7
給食調理	1,040	1,080	40	30	1,110	70

※ 26市平均額は、平成31年4月1日現在の賃金額で小数点以下を四捨五入

議案第41号小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例 訂正表

訂正箇所	訂正前		訂正後	
別表 第2 中	職種	報酬時間額	職種	報酬時間額
	一般事務	990円	一般事務	1,020円
	技術（土木、建築等）	1,130円	技術（土木、建築等）	1,160円
	保健師	1,750円	保健師	1,780円
	看護師	1,580円	看護師	1,610円
	保育士	1,210円	保育士	1,240円
	保育士補助	1,200円	保育士補助	1,200円
	栄養士	1,230円	栄養士	1,260円
	児童厚生員	1,160円	児童厚生員	1,190円
	学童保育指導員	1,160円	学童保育指導員	1,190円
	社会福祉士	1,680円	社会福祉士	1,710円
	精神保健福祉士	1,680円	精神保健福祉士	1,710円
	学芸員	1,300円	学芸員	1,400円
	重労働（ごみ収集等）	1,300円	重労働（ごみ収集等）	1,300円
	軽作業（用務等）	990円	軽作業（用務等）	1,020円
	給食調理	1,080円	給食調理	1,110円
その他の職種	1,750円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	その他の職種	1,780円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	